



### (3) 緑化に関する基準

#### 植栽場所

植栽場所は主として道路に接する部分に、公衆の目に触れるよう植えるものとします。

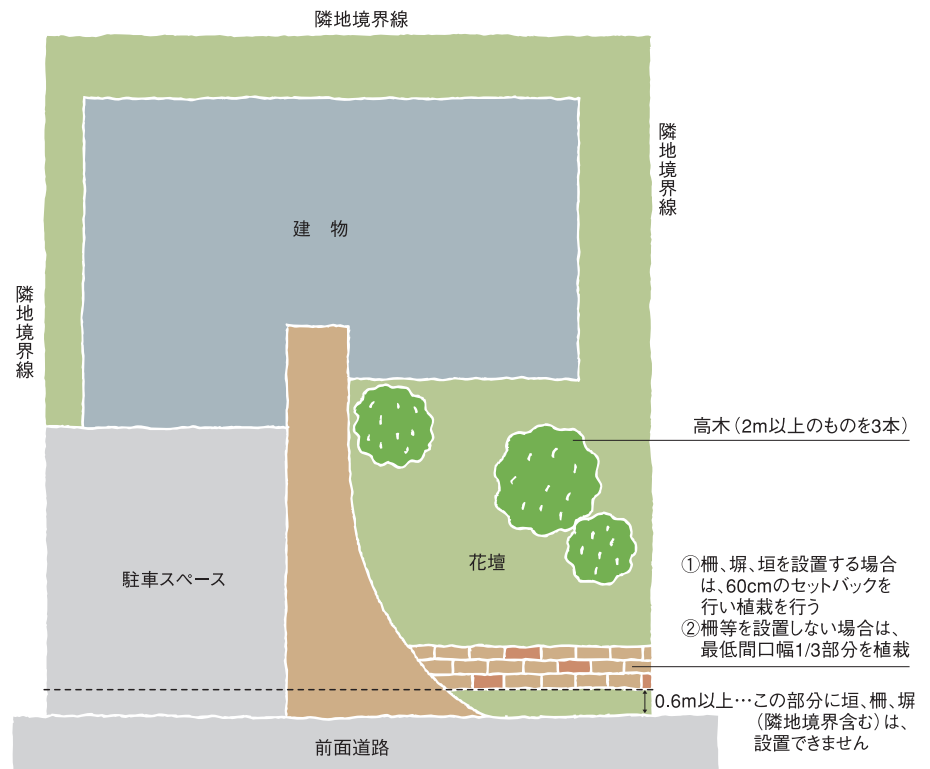
#### 植栽量

植栽物は常緑樹を主体とし、敷地面積の概ね20%以上(花壇・芝生・生垣を含む)を確保するものとし、少なくとも3本以上は2m以上の高木を成長程度や隣地へ越境しないよう考慮の上配置するものとします。

#### 植栽の時期

植栽は建物完成後1年以内に行うものとします。

#### 植栽配置例



※角地、三方路、二方路の区画のセットバック位置については別紙参照

#### 樹木の種類

##### ①低木の種類

サツキ、ツツジ類、カンツバキ、キョウチクトウ、クチナシ、ジンチョウゲ、トベラ、サカキ類、シャリンバイ、ツゲ、ウメモドキ、アオキ、アベリア、キャラボク、ドウダンツツジ、トサミズキ、アジサイ、シモツゲ、キンシバイ、マンサク、ハクチョウゲ、マユミ、ウツギ類、ハギ、ムラサキシキブ、ユキヤナギ、レンギョ、コデマリ等

##### ②中木の種類

サザンカ、ツバキ類、モクセイ類、マサキ、モチノキ類、ヒイラギ類、コノテガシワ、ヒバ類、ウバメガシ、タギョウショウ、カシ類、ムクゲ、ハナズオウ等